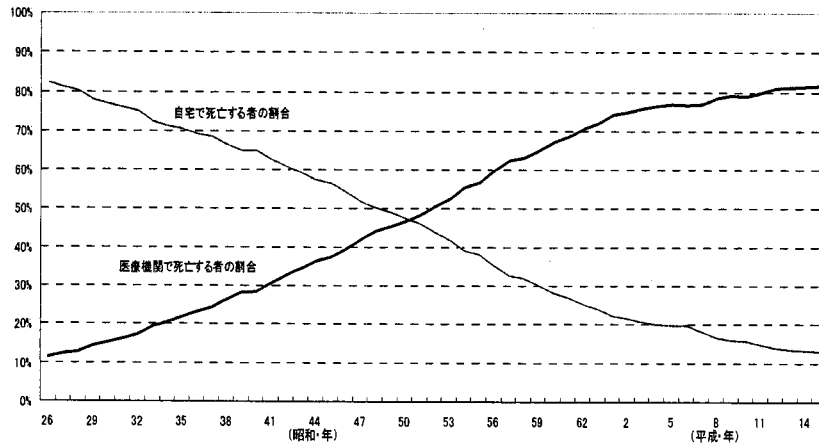


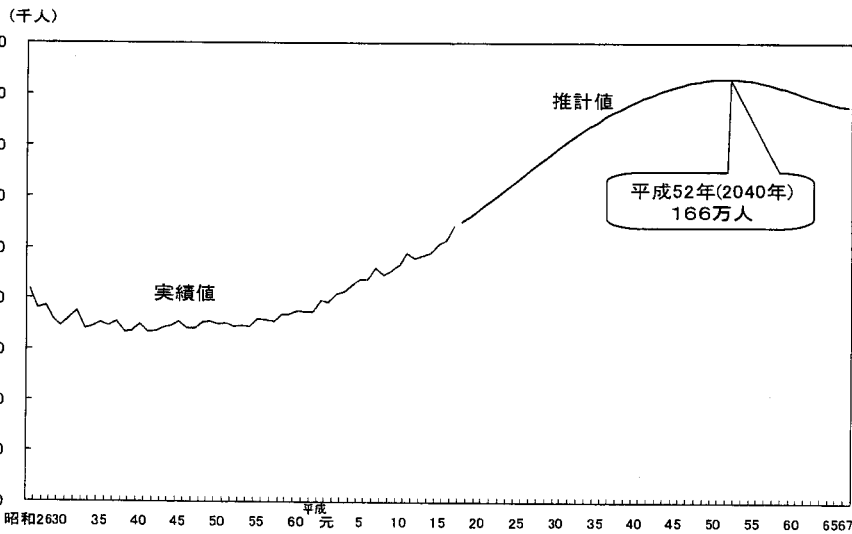
医療機関における死亡割合の年次推移

医療機関において死亡する者の割合は年々増加しており、昭和51年に自宅で死亡する者の割合を上回り、更に近年では8割を超える水準となっている。



資料:「人口動態統計」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

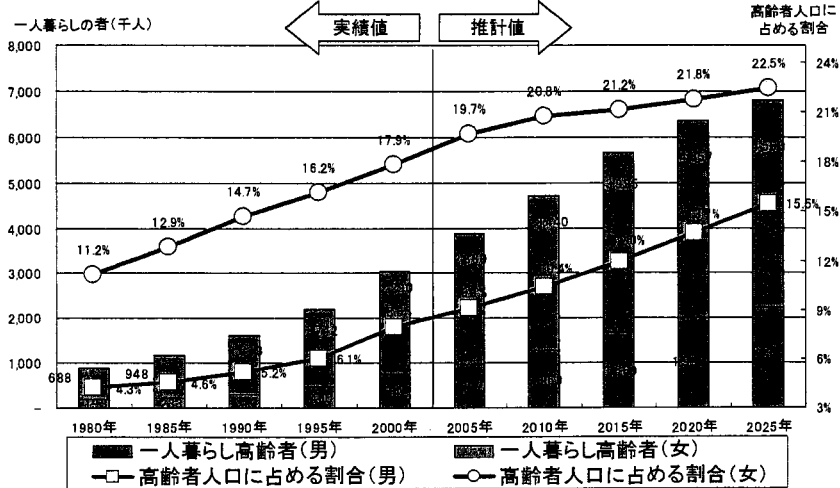
死亡数の年次推移



資料) 平成17年までは厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」
平成18年以降は社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」(出生中位・死亡中位)

高齢一人暮らし世帯の増加

○ 今後、同居率の低下に伴い、高齢者の一人暮らし世帯が急速に増加する。



資料: 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」、「日本の将来推計人口」

認知症高齢者の増加

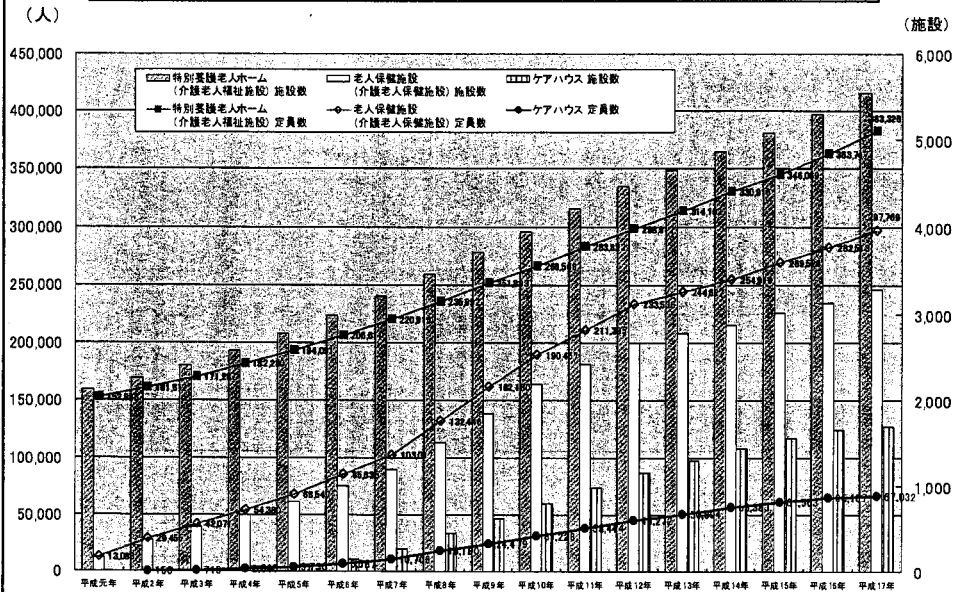
○ 要介護者のうち1/2は、認知症(痴呆)の影響が認められ、今後、認知症高齢者は急速に増加する。

要介護者の痴呆性老人自立度 (2002年9月末現在)	要介護者要支援者	認定申請時の所在(再掲) 単位: 万人					
		居宅	特別養護老人ホーム	老人保健施設	介護療養型医療施設	その他の施設	
総数	314	210	32	25	12	34	
再掲	痴呆自立度Ⅱ以上	149	73	27	20	10	19
	痴呆自立度Ⅲ以上	79 (25)	28 (15)	20 (4)	13 (4)	8 (1)	11 (2)

将来推計	2002	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
痴呆自立度Ⅱ以上	149	169	208	250	289	323	353	376	385	378
	6.3	6.7	7.2	7.6	8.4	9.3	10.2	10.7	10.6	10.4
痴呆自立度Ⅲ以上	79	90	111	135	157	176	192	205	212	208
	3.4	3.6	3.9	4.1	4.5	5.1	5.5	5.8	5.8	5.7

※ 下段は、65歳以上人口比(%)

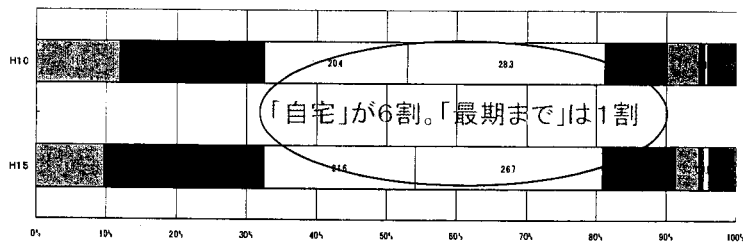
特別養護老人ホーム等の施設数・定員数の推移



(資料) 社会福祉施設等調査報告、老人保健施設調査、介護サービス施設・事業所調査

終末期における療養の場

問 ご自身が痛みを伴い治る見込みがなく死期が迫っている場合、療養生活は最期までどこで送りたいですか。



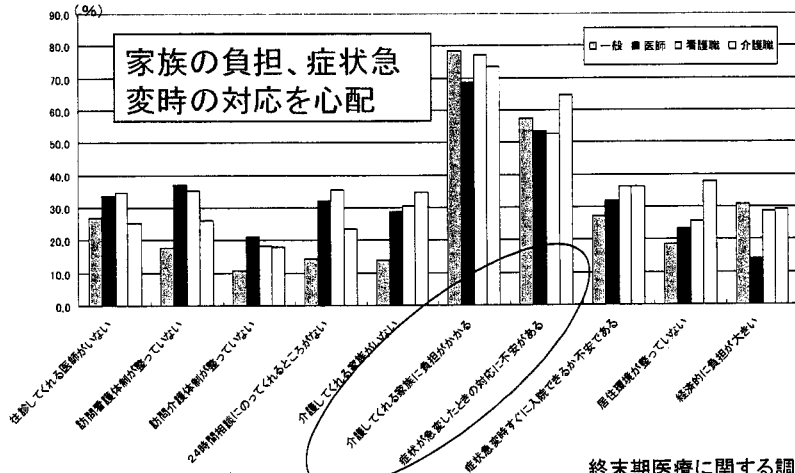
自宅希望

- なるべく早く今まで通った(又は現在入院中の)医療機関に入院したい
- なるべく早く緩和ケア病棟(終末期における症状を和らげることを目的とした病棟)に入院したい
- 自宅で療養して、必要になればそれまでの医療機関に入院したい
- 自宅で療養して、必要になれば緩和ケア病棟に入院したい
- 自宅で最後まで療養したい
- 専門的医療機関(がんセンターなど)で積極的に治療を受けたい
- 老人ホームに入所したい
- その他
- わからない
- 無回答

終末期医療に関する調査等
検討会報告書(H16)より

自宅で最期まで療養することが困難な理由

問 最期までの自宅療養が実現困難であるとお考えになる具体的な理由をいくつかもお答えください。



終末期医療に関する調査等
検討会報告書(H16)より

介護施設における看取りの状況

○ 利用者の死亡が予想される場合、介護療養型医療施設の約3割、老人保健施設の約8割、特別養護老人ホームの約5割が「速やかに病院等に移す」としており、「施設内で看取る」とする施設は介護療養型医療施設の約5割、老人保健施設の約6%、特別養護老人ホームの約2割である。

	介護療養型医療施設		老人保健施設		特別養護老人ホーム	
死亡時期の予測 ある程度予測できていた	73.1%		62.1%		71.8%	
死亡が予想される場合の基本方針	療養病床の病棟内で看取る	53.3%	施設内で看取る	5.9%	施設内で看取る	19.4%
	速やかに自院の一般病床へ移す	26.9%	速やかに病院等に移す	83.4%	速やかに他の病院に移す	54.9%
	速やかに他の病院に移す	5.2%				
	<患者・家族が在宅死を希望した場合の対応>		<施設内死亡の希望の受け入れ>		<施設内死亡の希望の受け入れ>	
	自院で支援する	50.0%	原則受け入れる	33.8%	原則受け入れる	69.1%
同一・関連法人で支援する	19.3%	受け入れない	46.5%	受け入れない	13.5%	
他の医療機関を紹介する	19.3%					

【資料】「療養病床における医療・介護に関する調査報告書」(医療経済研究機構、平成17年3月)
付表:3施設における調査結果の比較表

関係資料

57

医療法改正の経緯

終戦後：感染症等の急性期患者が中心の時代。医療へのフリーアクセス確保のため、医療機関、医療従事者の量的な充実が急務

1948年 医療法制定 医療水準の確保を図るため病院の施設基準等を整備

高齢化の進展、疾病構造の変化（急性疾患→慢性疾患）。国民の意識の変化
量的整備がほぼ達成→医療機関の地域偏在の解消。医療施設の機能の体系化
医療の高度化・専門化、チーム医療の進展

1985年 第一次改正 医療計画の創設

1992年 第二次改正 療養型病床群制度導入・特定機能病院制度導入

1997年 第三次改正 地域医療支援病院制度導入（介護保険法と一体）

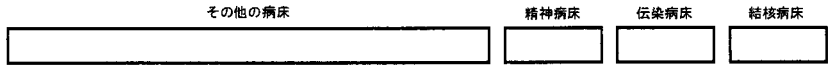
2000年 第四次改正 病床区分見直し（療養病床と一般病床の区分）・
医療情報提供の推進・臨床研修必修化

2006年 第五次改正 患者の視点に立った法構造の見直し、医療情報提供の
推進、医療計画制度の見直し、医師確保対策等

58

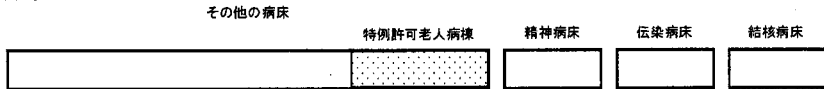
病床区分に係る改正の経緯

【制度当初（昭和23年）～】



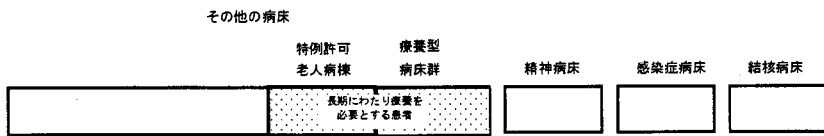
- ・ 高齢化の進展
- ・ 疾病構造の変化

【特例許可老人病棟の導入（昭和58年）】



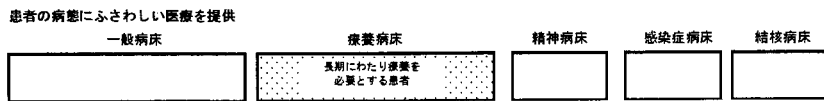
- ・ 高齢化の進展、疾病構造の変化に対応するためには、老人のみならず、広く「長期療養を必要とする患者」の医療に適した施設を作る必要が生じる。

【療養型病床群制度の創設（平成4年）】



- ・ 少子高齢化に伴う疾病構造の変化により、長期にわたり療養を必要とする患者が増加。療養型病床群等の諸制度が創設されたものの、依然として様々な病態の患者が混在。

【一般病床、療養病床の創設（平成12年）】



患者の病態にふさわしい医療を提供

検討課題について

地域医療支援病院について

- 医療連携体制の構築を各地域で行うこととし、これを医療計画に位置付けていくこととの関係において、地域医療支援病院制度についてどう考えるか。
- 地域医療支援病院に本来求められる機能はどのようなものか。
- 地域医療支援病院の承認要件はいかにあるべきか。
- その他地域医療支援病院制度全般についてどう考えるべきか。

特定機能病院について

- 専門医の育成のあり方との関係において特定機能病院制度についてどう考えるべきか。
- 高度な医療技術や専門性を必要とする治療などの医療需要に対応できる機能を有する医療機関である特定機能病院は、医療機関間における機能分化と連携の中でどのような位置づけを持つべきか。
- 現状において医育機関が特定機能病院となっているが、医育機関と特定機能病院の関係について、どう考えるべきか。
- 特定機能病院に本来求められる機能や承認要件及び名称等、特定機能病院制度のあり方全般についてどう考えるべきか。

医療連携体制・かかりつけ医について

- 医療連携体制の構築に当たり、各関係者はどのように取り組むべきか。
- 紹介患者を中心とした入院機能を求められる大病院における外来診療のあり方についてどう考えるべきか。
- 医療連携体制の中で、プライマリケアはどのように位置付けられるべきか。

- 医療連携体制の構築に当たり、プライマリケアを支えるかかりつけ医が、患者を支える立場に立って、診療時間外でも患者の病態に応じて連絡がとれるようにするなど適切に対応すること等が求められるが、これらの機能を発揮するために何が必要か。
- 患者の視点に立って、かかりつけ医にはどのような役割が期待されるか。
- その他かかりつけ医のあり方全般についてどう考えるべきか。

専門医について

- 専門医の質の確保に当たり、国は広告規制制度による関与にとどめ各学会に委ねている現状に対し、国あるいは公的な第三者機関が一定の関与を行う仕組みとすることについてどう考えるべきか。
- 上記を含め、医療の質の向上と医療安全のさらなる推進を図る上での専門医の育成のあり方について、どう考えるべきか。

医療法に基づく人員配置標準について

- 病院における外来患者数に基づく医師数の配置標準規定の必要性について、紹介患者を中心とした入院機能を求められる大病院における外来診療のあり方や、医師の配置状況に関する情報の患者への提供等との関係も含め、どう考えるべきか。
- その他人員配置標準制度について、施設体系のあり方との関係において、どう考えるべきか。

医師確保との関係について

- 救急、へき地医療等に必要な医師の確保方策との関係において、病院及び診療所は、それぞれどのような役割を担っていると考えるべきか。
- 救急、へき地医療等に必要な医師の確保方策との関係において、現状において医育機関が太宗を占める特定機能病院のあり方や、主要な事業ごとに構築することが求められる地域の医療連携体制との関係を、どう考えるべきか。